

## 重点整備地区の選定の考え方（案）

### <前提>

- 重点整備地区の設定は建築物特定事業の位置づけなど事業量が多く、バリアフリー基本構想策定当初（H20.8）からみると“大々的な見直し”となる。
  - 重点整備地区の設定にあたって、6つの特定事業（「公共交通」、「道路」、「路外駐車場」、「都市公園」、「建築物」、「交通安全」）の調整や進捗管理等が最も重要であり、具体の事業計画を策定するためには関係事業者と密に連携しなければならない。
  - 地区内のバリアフリーにおける課題調査を深度化するためには、より細かく“まち歩き点検ワークショップ”を実施し、利用者の意見を十分に踏まえた上で地区部会にて協議を進めていく必要がある。
  - 次年度は『新たな重点整備地区（モデル）』として地区を限定し、検討を進めていくことが理想と考える。
  - その他地区においても、『新たな重点整備地区（モデル）』の検討結果を鑑みて、重点整備地区への設定を検討していく。
- 重点整備地区の設定にあたっては、都心に偏りがないように各区バランスに配慮し、また立地適正化計画等との整合にも留意をし、検討する必要がある。

### <重点整備地区の設定（案）>

『新たな重点整備地区（モデル）』は、下記の項目における指標及びデータを基に選定する。

項目（案）	備考（参考データなど）
①地区の位置づけ	立地適正化計画における「都心」及び「重要地域拠点」（7地区）※
②生活関連施設の分布状況	
③公共交通の状況	旅客施設利用者数、バス運行回数など
④人口分布	高齢者人口、障害者人口など

※立地適正化計画において【都心】、【重要地域拠点】とされているものとし、以下の7地区を候補として選定する。

【都心】：「千葉都心地区」、「海浜幕張地区」、「蘇我地区」

【重要地域拠点】：「鎌取地区」、「都賀地区」、「稲毛地区」、「幕張地区」



第3回バリアフリー基本構想推進協議会（令和2年5月開催予定）にて『新たな重点整備地区（モデル）』案を提示し、決定する。